

令和5年3月15日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 金 澤 健 司  
(公印省略)

令和5年度 誘客促進強化事業 Web・SNS プロモーション事業 (4-7月) に係る  
企画提案の公募について (募集)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 令和5年度 誘客促進強化事業 Web・SNS プロモーション事業 (4-7月)
- 2 事業目的 Web・SNS 媒体等の発信力と拡散力を活用し、道内各地の観光情報やテーマ性を持った北海道の魅力を全国に向けて効果的に発信することにより、ユーザーと北海道とのタッチポイントを増やし北海道への関心と興味・共感を高め、北海道ファンの拡充と定着、北海道への観光誘客の促進、地域・季節偏在の解消を図る。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問を令和5年3月17日(金) 17:00 までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月20日(月)以降に速やかに送信する。

担当：誘客推進本部 国内誘客部

担当 林

電話：011-231-5881 / F A X : 011-232-5064

E-mail : m\_hayashi@visithkd.or.jp

# 令和5年度 誘客促進強化事業 Web・SNS プロモーション事業（4-7月）

## 企画提案指示書

### 1 委託事業名

令和5年度 誘客促進強化事業 Web・SNS プロモーション事業（4-7月）

### 2 事業目的

Web・SNS 媒体等の発信力と拡散力を活用し、道内各地の観光情報やテーマ性を持った北海道の魅力为全国に向けて効果的に発信することにより、ユーザーと北海道とのタッチポイントを増やし北海道への関心と興味・共感を高め、北海道ファンの拡充と定着、北海道への観光誘客の促進、地域・季節偏在の解消を図る。

### 3 実施期間

令和5年4月～令和5年7月31日

### 4 実施対象

（対象地域）国内全域

（対象者）一般消費者

### 5 委託業務及び見積依頼内容

全体概要

北海道観光への興味喚起、誘客のため、「LINE 公式アカウント」（以下、「当アカウント」という。）を活用し、下記（1）～（4）を実施して道内各地の観光情報やテーマ性を持った北海道の魅力、各種キャンペーン等を実施し全国に向けて効果的に発信並びに当アカウントの新規登録者等の拡充を行うこと。なお、令和5年度の当アカウントの新規登録数は80,000人以上（令和6年3月末現在）を目標としている。目標達成に向けて、（1）～（4）の実施による当アカウントの新規登録者数が12,000人以上（令和5年7月末現在）となるよう、効果的なプロモーションを企画・実施すること。

#### （1）LINE による情報発信及びシステムの管理・運用の実施

##### ■LINE による情報発信

① 配信期間：令和5年4月～令和5年7月

② 配信頻度：4月/月5回以上、5-7月/月6回以上

4-7月期/合計23回以上投稿すること。

③ 配信内容

・取材や動画配信、LINE のプロモーションに係るイメージキャラクターは、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」とし、キュンちゃんの露出機会を最大限に増やすこと。露出方法は、イラスト、ぬいぐるみ、着ぐるみ（アクター含む）等、既存のデザインを活用し展開を図

ること。

- ・配信内容は、道内各地の雄大な自然や豊かな食、多彩な体験・イベント、文化などの観光情報に加え、テーマ性を持った北海道の魅力の記事や動画配信を実施するとともに、登録ユーザーのアクティブ化（ブロック及び離脱を最大限に防ぐ）が継続となるようオンラインイベントや各種キャンペーンなどを展開すること。特に「アウトドア体験（アドベンチャートラベル）」、「温泉・サウナ」、「食・酒（ワイン・日本酒等）」、「ナイトツーリズム」、「北海道の縄文文化と世界文化遺産北海道・北東北縄文遺跡群」、「アイヌ文化とウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」を重視すること。各種配信内容・キャンペーン等については、効果的な配信内容・時期含めて提案すること。

- ・実施キャンペーンのうち1回以上は、3月にプレオープンする北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO LOVE!」と連携したキャンペーンを企画し、LINE及びアプリの登録者数の拡充・地域誘客の促進を図ること。

- ・当機構並びに北海道が実施する各種事業や道内観光誘客促進に関連した各種素材の効果的な配信を行うこと。なお、配信内容、時期等については当機構及び北海道と協議すること。

- ・道内各地域の自治体や観光協会・事業者との連携を図り、地域の旬な観光情報を定期的な情報配信（月1回以上、4か月合計4回以上）で展開すること。地域と連携する情報発信及びキャンペーン等について計画的に展開すること。

- ・LINEならではの特性であるユーザーの属性やエリア別などのセグメント配信を展開し、効果的かつ効果的な情報配信を行い、地域・季節偏在解消も考慮した道内各地への誘客促進を図る情報発信とすること。

- ・配信は、定期的に閲覧状況等により分析を行い、適宜、内容の改善・充実を図ること。

展開にあたっては、機構と十分に協議し進めること。

- ・取材や情報配信等については、事業スケジュールを事前に当機構に示し、情報配信のため取材した素材は、当機構ホームページ内等のアーカイブとして活用を図るとともに、新たに取材・製作し、旬な観光情報を提供すること。

- ・当機構が実施する各種誘客促進事業のコンテンツや情報発信ツールとして当アカウントの活用を最大限図ること。展開にあたっては機構と十分に協議し進めること。

- ・当機構が管理するLINE公式アカウント以外のSNSとの連動性を強化し、効果的な情報発信を展開すること。また、連携を強化するためのスキームについて提案を行うこと。

## ■システムの管理・運用

- ①当アカウントの中・長期的な運営につなげるため、最大限効率的に運用するためのシステムとサポート体制を構築すること。なお、運営するシステムは当事業終了後、管理・運営事業者が変わっても利用できるものとする。

- ②ユーザーの属性情報を取得し傾向の分析を行うこと。

## (2) LINEアカウントの認知度向上と登録者数及びセグメント配信用受信設定数の拡充

- ・当アカウントの認知度向上と情報拡散、また、登録者並びにユーザーの趣向に合わせた効

果的な情報配信が可能ようセグメント配信用の受信設定数の拡充を図るため Web 等を活用したプロモーションを複合的かつ効果的に展開すること。効果的なプロモーション手法・時期含めて提案すること。

・リーフレットやステッカー、ポスター等の当アカウントの認知度向上、登録者数拡充に必要な広告物を制作すること。

(3) 効果について

上記について、登録者数、配信数、閲覧数等の他これに関連する広告効果等を金額換算したデータとして企画書に明記すること。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

(5) 当アカウントの中・長期的な運営を行うため、今後の運用に伴う収益モデル、地域の情報収集の効率化についてスキームの提案を行うこと。

(6) 実績報告書の作成

実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、部数 3 部と併せて電子データを提出すること。

- ① 当アカウントの運用と各種プロモーションの概要と合計金額及びその効果（登録者数、配信数、閲覧数、分析結果等）
- ② 各種広告媒体を活用した PR の詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、Web サイト PV 等）
- ③ 成果物（プロモーションに関連する 2 次利用可能なデザイン等）

(7) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

6 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

① 北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1) (2) の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 7 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

## 8 予算上限額 10,000千円（地方税及び地方消費税相当額を含む。）

①本事業は当機構の理事会での令和5年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

また、新型コロナウイルスの感染状況や影響により委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

国費事業の為、国の判断により、事業の延期または中止となる場合がある。

また、令和5年度当初では、令和5年4月～7月分までの予算が措置される見込みであり、令和5年8月～令和6年3月分については、当機構の理事会での追加予算措置と事業評価での適正との認定を前提に予算上限額を44,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）として、変更契約を締結する予定である。この場合も、当機構の理事会の議決結果によっては、委託業務内容及び予算上限額を変更、又は事業を中止する場合がある。

## 9 選定規準について

### (1) 事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

### (2) 選定基準

#### ①業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたって、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

#### ②企画提案の目的適合性

ア 指示内容を十分理解し、LINE の特性を踏まえたプロモーション内容となっているか。

イ 専門的知識を有し、将来的にも LINE を最大限活用できる基本的な提案となっているか。

#### ③実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案となっているか。

#### ④ 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

### 10 選定後について

#### (1) 審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者には、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

#### (2) 執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

### 11 留意事項

(1) 本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがある。

(2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

(3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

### 12 事業説明会

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問を令和 5 年 3 月 17 日（金）17：00 までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3 月 20 日（月）以降に速やかに送信する。

### 13 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 記載事項 会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）

※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報

(2) 提出期限 令和 5 年 3 月 24 日（金）17:00（必着）

(3) 提出先 14 のとおり

(4) 提出方法 電子メールで行うこと（様式は別紙のとおり。メール本文でも可）。

#### 14 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年3月28日(火) 12:00(厳守)

(2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構  
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F  
担当 誘客推進本部 国内誘客部

(3) 提出部数 企画提案書〔A4判〕5部、見積書 5部

※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名とすること。

(4) 提出方法 持参または郵送(配達記録・簡易書留・書留のいずれか)による。

※郵送の場合は、提出期限当日までに事務局担当まで到着したものに限り受け付ける。なお、郵送した場合は電話でその旨を報告すること。

#### 15 スケジュール

3月15日(水) 公示・観光機構HPに掲載

3月24日(金) 企画提案参加表明

3月28日(火) 企画提案の受付・受領

3月30日(木) 審査会の開催

#### 16 事業問合せ先

誘客推進本部 国内誘客部 担当 林

TEL 011-231-5881 FAX 011-232-5064

E-mail m\_hayashi@visithkd.or.jp

#### 17 その他

(1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。

(2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。

(3) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことができない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

# 参加表明書

期限 令和4年3月24日(金) 17時

Mail h\_ban@visithkd.or.jp

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構  
国内誘客部 林

「令和5年度 誘客促進強化事業 Web・SNS プロモーション事業  
(4-7月)」委託業務に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email